

令和 2 年第 7 回臨時会

(11 月 18 日招集)

山都町議会議録

令和2年11月第7回山都町議会臨時会会議録目次

○11月18日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第69号 物品売買契約の締結について（山都町教育用タブレット）	2
日程第4 議案第70号 物品売買契約の締結について（山都町小中学校用電子黒板）	7
日程第5 議案第71号 令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9
日程第6 発議第3号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	11
閉会	12

11 月 18 日（水曜日）

令和2年11月第7回山都町議会臨時会会議録

1. 令和2年11月18日午前10時0分招集
2. 令和2年11月18日午前10時0分開会
3. 令和2年11月18日午前10時45分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第69号 物品売買契約の締結について(山都町教育用タブレット)
 - 日程第4 議案第70号 物品売買契約の締結について(山都町小中学校用電子黒板)
 - 日程第5 議案第71号 令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 日程第6 発議第3号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木 實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩

そよう病院事務長 藤 嶋 厚 美

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから令和2年第7回山都町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、藤原秀幸君、11番、後藤壽廣君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第69号 物品売買契約の締結について（山都町教育用タブレット）

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第69号「物品売買契約の締結について（山都町教育用タブレット）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 議案第69号について御説明申し上げます。

議案第69号、物品売買契約の締結について。

次の物品について売買契約を締結することとする。

令和2年11月18日提出。山都町長。

- 1、品名、山都町教育用タブレット。
- 2、台数、639台。
- 3、納入場所、中島小学校ほか8校。
- 4、契約金額、4,006万5,300円、税込みです。

5、契約の相手方、熊本市西区上熊本1-2-6、株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章生。

6、入札の方法、一般競争入札、熊本県による共同調達です。

提案理由です。

本件の物品売買契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

仮契約書です。山都町と株式会社レイメイ藤井とは、山都町教育用タブレットを乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

契約の要綱。第1条、この契約の要綱は、次のとおりとする。

(1) 品名及び数量、別添明細のとおり。

2枚目の裏を御覧ください。明細書でございます。落札後に、落札業者から提出があったもので、県の示した仕様を満たす内容となっております。

仮契約書に戻ります。

(2) 売買代金、4,006万5,300円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、364万2,300円。

(3) 納入期限、令和3年3月24日。

(4) 納入場所、中島小学校ほか8校。

以下、第11条まで割愛させていただきます。

次のページの第11条の下の行を御覧ください。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月11日、甲、山都町長梅田穰。乙、株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章生。

3枚目をお願いします。

入札結果でございます。熊本県による第2回目のタブレット共同調達入札で、一般競争入札により行われました。

入札説明書の入札額は、1台当たりの単価とすることとの規定でございます。2社の応札で、株式会社レイメイ藤井が税抜5万7,000円で落札しております。

次のページをお願いいたします。

契約概要です。1から6は割愛させていただきます。

7、契約額、4,006万5,300円。消費税込みです。

この金額は、落札価格の5万7,000円に台数の639台を掛け、消費税を足したものでございます。

8、事業概要、文部科学省の掲げるGIGAスクール構想の実現及び2020年度から小学校で実施される学習指導要領に明記された情報活用能力の育成や、ICTを活用した学習活動の充実、

子供たち一人一人の個性に合わせた教育の実現のための、小中学校における教育用タブレットの購入事業でございます。

続きまして、納入物品の主な仕様を示しております。基本スペック、ソフトウェア、初期設定、付属品について示しております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 今度入れられるのが、今まであったのとの兼ね合いですね、全く同じように使えるのかということと、ソフトウェアを同じにせんといかんとじゃないかと思いますが。それから、オンライン授業というのは全く考えていないということですね、この導入は。以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。今、使っているタブレットについては、Windowsを使っております。今回購入するものもWindowsでございます。また、ソフトについてはこれまで購入した分も含めてから、同じソフトを使用する予定でございます。

それと、オンライン授業についてはもちろん検討を、ぜひ実施するように進めていきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 確認ですけれども、GIGAスクール構想の国の1台当たりの補助額はお幾らだったんですかねということと、今回は安く1台5万7,000円で落札ということでよかったと思うんですけれども、もう1社の明正電設株式会社は9万2,000円という代金を出しますよね。今回は県の共同調達ということで、業者側も頑張って安くされた部分もあるのかなと。

次回、5年後になるかと思えますけれども、何ていいますかね、ぼんと跳ね上がるようなことになってはいけないと思うので、その辺の見通しはどのようにお考えかということと、予算額から比べると、随分安い、すみませんちょっと前の資料を持ってきてないのであれなんですけど、予算額としてはお幾らだったかなというのを確認させていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、国の補助額からでございます。1台当たり4万5,000円で561台分の国補助をいただく予定です。総額2,524万5,000円でございます。

それと、今回は安く落札できたけど次回はという御質問については、将来もう1度入札をするときに競争原理が働くような仕様というか入札の方法をとっていきたいと考えております。

3点目に、予算額についてのお尋ねがございました。予算額については、7万円掛ける639台の4,473万円の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 台数が639台と、納入場所が中島小学校ほか8校となっておりますが、せっかくですので各学校の台数を教えてください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 今回購入する639台の学校ごとの内訳をお答え申し上げます。

中島小22台、矢部小202台、潤徳小28台、清和小74台、蘇陽小57台、蘇陽南小67台、矢部中130台、清和中23台、蘇陽中36台、合計の639台でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 入札は県のほうがされていますので、お答えできなければ結構なんですけど、ちょっと教えてください。

第1回目が、もう一方の会社が大きい金額なんですけど、1台当たりじゃなくて全台数分を入れられたからこういう金額になったのかなと思いますけど、ここの第1回で本当は決まっているんじゃないかなと思いましたが、2回目されたから、それよりも下がったので町としてはよかったのかなと思いますが、この入札の、第1回、第2回とあったことの経緯を教えてくださいと思います。

それから、補助金が561台分ということですが、この639台から561台を引いた78台分は補助対象にならないということでしょうか。もう一度説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、今回の第1回の金額で、明正電設株式会社さんが1億5,080万円を入れていらっしゃるんですけど、理由ははっきりとお聞きはしていませんが、恐らく総額で入れられたのではないかと思います。

それと、これまでの入札の経緯について御説明申し上げます。前回、第1回目が9月に行われまして、そのとき当方が補助金の計上漏れということで参加ができませんでした。第2回目の入札の……。

（「補助金の内訳。補助金のことよ。今の入札の経緯は違う話だけん。補助金が561台分しかついていないですかって」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 補助金は561台分だけでございます。残りについては、コロナの臨時交付金のほうを含めて措置という形になっております。

（「もうちょっと説明をしてよ」と呼ぶ者あり）

入札が2回あったのは、1回目では予定価格に満たしていなかったということでございます。

では、経緯については、第2回目に参加することを表明した後に、入札の公告が10月8日に行われ、その後、11月4日に電子入札システムにより入札が行われて、11月5日に開札が行われたところでございます。

数については、78台については先ほどのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 入札価格については、安く上がったということによかった分もあると思うんですけども、ずっとこれまでのタブレットの仕様についてお尋ねしてきました、先生方が使い勝手のよい、学校できちんと有意義に使える仕様になっているのかどうかということのもう一度確認と、気になるのが、もう1社のところは9万2,000円かかると言っているのに、5万7,000円でできますということで、何といたしますかね、これから何か不具合が出てきたときに困ったらいかなんという思いもあります。とにかく取るために安くしたということで、品質の点をちょっと心配するというのと、学校が要望する仕様になっているのかというのを、もう一度確認をさせてください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。今回の仕様に関しては、学校で使いやすいものを、内容を当方でも精査をして積算をしております。なお、品質の点ですけど、これについても仕様書どおりのしっかりした製品を納入していただく契約になっておりますので、その点は大丈夫かと思えます。

先生方の研修も含めて、しっかりとこのタブレットを有意義に使って、子供たちの教育効果が上がるように努めていきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） できるだけ最善を目指してしていただいた結果ということで受け止めたいと思えますので大変だったと思えます。お疲れさまでしたと申し上げたいと思えますが、もしも何か不具合とかがあったら、この中では1年以内だったら取り替えますというふうになっていますが、迅速にさせていただきますようお願いしたいと思います。

それと、納入期限については3月24日が期限になってますが、そうすると春休みに入っていて、実働するのも来年度しかできないということになるかと思えますが、最終期限が3月24日ということで、できるだけ早い納入をお願いしてあると思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。納入期限は令和3年3月24日としておりますが、業者の方と協議し、できるだけ早い納入を目指したいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「物品売買契約の締結について（山都町教育用タブレット）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 物品売買契約の締結について（山都町小中学校用電子黒板）

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第70号「物品売買契約の締結について（山都町小中学校用電子黒板）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 議案第70号について御説明申し上げます。

議案第70号、物品売買契約の締結について。

次の物品について売買契約を締結することとする。

令和2年11月18日提出。山都町長。

- 1、番号、学備第1号。
- 2、品名、山都町小中学校用電子黒板。
- 3、台数、30台。
- 4、納入場所、中島小学校ほか8校。
- 5、契約金額、742万5,000円、税込みです。
- 6、契約の相手方、熊本市中央区新市街11-18、富士電機 I T ソリューション株式会社熊本支店、支店長、佐々木敬次。
- 7、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の物品売買契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。仮契約書です。文字が小さく見づらくて申し訳ございません。

山都町と富士電機 I T ソリューション株式会社熊本支店とは、山都町小中学校用電子黒板を乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

契約の要綱。第1条、この契約の要綱は、次のとおりとする。

- (1) 品名及び数量、2枚目の裏を御覧ください。

明細書です。落札後に落札業者から提出があったもので、当方の示した仕様を満たす内容となっていることを確認しております。

仮契約書に戻ります。

(2) 売買代金、742万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、67万5,000円。

(3) 納入期限、令和3年1月29日。

(4) 納入場所、中島小学校ほか8校。

以下、第11条まで割愛させていただきます。

次のページの第11条の次の行を御覧ください。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月11日、甲、山都町長、梅田穰。乙、富士電機ITソリューション株式会社熊本支店、支店長、佐々木敬次。

3枚目をお願いいたします。

入札結果です。11月5日の開札で、予定価格、税抜1,363万6,364円。12社指名、5社が辞退、6社の応札で、富士電機ITソリューション株式会社熊本支店が、税抜675万円で落札しております。

次のページをお願いいたします。

1から8は割愛させていただきます。

9、事業概要。新型コロナウイルス感染防止対策による休校時の遠隔授業等に使用する電子黒板の購入事業でございます。納入物品の主な仕様として、ディスプレイ、対応OS、タッチパネル、移動式スタンド、附属品等について示しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 先ほどもちょっと聞きましたけれども、この事業内容が休校時の遠隔授業に対してということですが、これだけでは授業はできんはずですよ。それも将来の課題ですか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。遠隔授業については、先ほど御承認いただいたタブレットや、9月補正で予算を頂きましたウェブカメラ、ヘッドセット、モバイルルーター等の購入をし、非常時の遠隔授業に努めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 先ほどのタブレットには、その項目がなかったでしょう。だから、どうするんだと言ったら検討するということでしたが。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 遠隔授業ができるようなSIM等、ルーターについて、ルーターへのSIMの取付け等を今検討しているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「物品売買契約の締結について（山都町小中学校用電子黒板）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第71号「令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第71号、令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う、関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年11月18日提出。山都町長。

提案理由です。

令和2年人事院勧告に伴い、山都町一般職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

改正内容につきましては後ほど総務課長が説明をいたしますが、特別職の期末手当に関しまして、私から経緯を説明いたします。

町長、副町長及び教育長に支給する給料等の改正につきましては、山都町特別職報酬等審議会にその是非を諮問し答申いただくことになっております。11月9日に同審議会を開催し、慎重に御審議いただいた後、据置きが適当であるとの答申をいただいたところです。

しかしながら、コロナ禍により町の経済が低迷しており、住民に大きな影響が出ていること。また、一般職について引下げを行う方針としたことなどを総合的に考えまして、特別職についても同様の引下げが適切であると判断し、今回、改定を行うこととしたものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、内容について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料も準備をお願いしたいというふうに思います。

令和2年人事院勧告につきましては、御承知のとおり、本年はコロナ禍の影響により例年に比べますと遅れているような状況でございました。

10月7日に一般職に支給する特別給、いわゆるボーナスについて、また、10月28日には月例給についての人事院勧告がなされたところでございます。その内容につきましては、10年ぶりのボーナスの引き下げ0.05月分及び7年ぶりの月例給の据置きという勧告がなされたものでございます。

お手元に資料をお願いしたいというふうに思います。資料の1でございます。

人事委員会を持たない山都町におきましては、従来から人事院勧告による熊本県及び近隣自治体の動向なども踏まえまして、給与等の改定を行ってきたところでございます。

先日、熊本県人事委員会は、国に準じまして0.05月分の期末手当の引下げ及び月例給の据置きを勧告されたところでございます。また、郡内の各町におきましても、同様の改定を予定されているというふうに聞いているところでございます。

次に、今回、整理条例として合わせて改定を予定しております特別職につきましては、先ほど町長より経緯の説明があったところでございます。

資料1の2には、今回の改定内容ということで、改定前と改定後ということでそれぞれ表記しております。一般職におきましては、年4.5月分が4.45月分へ、それから特別職におきましては、年2.70月分が2.65月分というふうになるものでございます。

関係条例につきましては、一般職それから任期付の職員、それから、会計年度任用職員、それから特別職という関係条例を整備するものでございます。

それでは、資料の裏面の2をお願いしたいというふうに思います。それから、議案の4枚目から新旧対照表となっているところでございます。

まずは、奇数の条文というものにつきましては、1条、3条、5条、7条ということで、これにつきましては、令和2年12月期に支給する期末手当の支給割合について、0.05月引き下げる改正を行うものでございます。

なお、制度改正によりまして、今年度から任用しております会計年度任用職員に関して支給する期末手当につきましては、現在、2年間の経過措置期間中でございますので、今回は引下げの改定は行わず、引用箇所の改正というもので御理解をいただきたいと思っております。

次に、偶数条、いわゆる、2条、4条、6条、8条ということで、これにつきましては、令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合について、今回、引き下げた分0.05月分を2分しまして、6月期、12月期を同じ支給割合とする改正を行っているところでございます。

公布文の最後にあります附則で、それぞれ施行期日が異なるものを併せて説明しているところでございます。

なお、人事院勧告によります給与条例等の改正につきましては、例年12月定例会において提案させていただいておりましたが、減額の場合につきましては、いわゆる不利益不遡及の原則によ

り、今回改正する12月期末手当の基準日である12月1日より前に条例改正をする必要がございましたので、今回、臨時会にて提案させていただいたところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第3号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第6、発議第3号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 発議第3号について御説明を申し上げます。

発議第3号、令和2年11月18日、山都町議会議長、工藤文範様。

提出者、山都町議会議員、藤川憲治。

賛成者、山都町議会議員、後藤壽廣。賛成者、山都町議会議員、藤原秀幸。賛成者、山都町議会委員、飯開政俊。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、上記議案を地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

提出の理由。令和2年人事院の勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

内容につきましては、人事院の勧告に伴い、年間の期末手当の率について現行の2.7月を0.05月引き下げて2.65月とするものです。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条関係の表のとおり、本年度分については令和2年6月期の期末手当の率を1.35月で支給していることから、令和2年12月期の期末手当の率を1.35月から0.05月引き下げて、1.3

月と改正します。

次に、第2条関係の表のとおり、令和3年度以降については期末手当の率を6月期及び12月期をそれぞれ1.325月とするために、1.3月に改正した率を1.325月に改正するものです。今回の改正に当たっては、町長から山都町特別職報酬等審議会に対して、町長、副町長及び教育長並びに議員の期末手当について諮問が行われ、審議会において慎重な審議が行われた結果、郡内の支給率に比べ本町が低いことを考慮され、据置きとの答申でありました。

町長は、審議会の答申を受け、先ほど御説明があったとおり、コロナ禍による町の経済が低迷していることで町民に大きな影響を生じていること、一般職の職員は人事院勧告どおりに引き下げを踏まえて、人事院勧告どおりに引き下げる方針であることを令和2年11月11日付で議長に対して通知されました。

このことを踏まえ、議員につきましても、審議会に対しましては郡内状況を考慮され、据置きと答申いただいたことを心から感謝申し上げますが、現在の町民の置かれている現状を重く受け止めて、町の方針と同様に引下げを行う改正案を提出するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 発議第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年第7回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時45分

令和2年11月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第69号	物品売買契約の締結について（山都町教育用タブレット）	11月18日	原案可決
議案第70号	物品売買契約の締結について（山都町小中学校用電子黒板）	11月18日	原案可決
議案第71号	令和2年12月期及び令和3年6月期以降に支給する期末手		

当の支給割合の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	11月18日 原案可決
発議第3号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につ いて	11月18日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 _____

山都町議員 _____

山都町議員 _____